857.5585MHzを超え857.5667MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.1MHz以下のものに限る。）	
857.6582MHzを超え857.6667MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。）	
857.6707MHzを超え857.6792MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。）	
857.6957MHzを超え857.7042MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（858.5MHz以下のものに限る。）	
857.7082MHzを超え857.7167MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.3MHz以下のものに限る。）	
859.0332MHzを超え859.0417MHz以下の周波数	
850.2082MHzを超え850.2105MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（853.8MHz以下のものに限る。）	施行規則第五十一条の九の七第一号に掲げる区域
850.2378MHzを超え850.2417MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（850.8MHz以下のものに限る。）	
851.7378MHzを超え851.7417MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（852.8MHz以下のものに限る。）	
853.1832MHzを超え853.1855MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（853.7MHz以下のものに限る。）	
853.7378MHzを超え853.7417MHz以下の周波数	
857.1707MHzを超え857.1792MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.5MHz以下のものに限る。）	

2　この周波数は、法別表第七備考の規定を適用する。

○文部科学省告示第百四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

名称	所在地	地域
旧奥行臼駅逓所	北海道野付郡別海町奥行	九番二二、九番四二、一五番一一、一五番一二、一五番一三、一五番五四、一五番七二、一五番七八、一五番七七、一五番八一、一五番八二のうち実測三二五八・五七平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び別海町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
宇摩向山古墳	愛媛県四国中央市金生町下分字川向	二五二七番一、二五二七番二、二五二八番、二五三二番 愛媛県四国中央市金生町下分字向山乙一八番二と同字向山乙一八番七九に挟まれ同字向山乙一八番一二と同字川向二五三〇番に西接する道路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。
	同　字向山	乙一一番一二、乙一七番二、乙一七番三、乙一七番四、乙一七番五、乙一七番六、乙一七番七、乙一七番八、乙一七番一二、乙一七番一四、乙一七番一七、乙一八番一九、乙一七番二二、乙一八番一一、乙一八番八二、乙一八番八三、乙一八番五、乙一八番五五、乙一八番八二、乙一八番八三

阿志岐山城跡

福岡県筑紫野市大字阿志岐